

東根市外二市一町共立衛生処理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、東根市外二市一町共立衛生処理組合障害者活躍推進計画（第 2 期）に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表します。

令和 8 年 7 月

計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
評価年度	令和 7 年度
目標に対する達成度	① 採用に関する目標 …… <u>実雇用率が法定雇用率を上回る。</u> 法定雇用率 2.8% に対し、実雇用率 2.84%。 ② 定着に関する目標 …… <u>不本意な離職者を極力生じさせない。</u> 不本意な離職は生じていない。
取組内容の実施状況	1. 障害者の活躍を推進する体制整備 障害者雇用推進者として総務課長を選任している。 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 障害のある職員が、その有する能力を発揮し、負担なく遂行できる職務の検討を行っている。 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ○ 人事評価面談の際に、障害のある職員に対して、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じた。 ○ 障害者の募集・採用にあたって、以下の取扱いを行っていない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」の点検結果	・目標に対する達成度については、掲げた目標について達成している。 ・取組内容の実施状況については、掲げた取組について実施している。 ・引き続き、適切な推進に努める。
計画の見直し・修正	計画の見直し、修正はなし。